４月定例教育委員会　説明資料	
年月日	平成２９年４月２６日
担当課	学校教育課

議案第１８号　難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

１　改正の目的

特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持する難病患者及び障害福祉サービス受給者証を所持する者に対する公の施設の施設使用料等について、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者と同様の取り扱いを行うため、鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例（平成１９年鳥取市教育委員会規則第１号）の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

「障害者等」の定義に、「特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する者」を加えることとします。（別表研修室等使用料関係）

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。

議案第　　号

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成２９年６月　　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例（平成１９年鳥取市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表研修室等使用料備考６（１）中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障碍者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する難病感謝に対する公の施設の施設使用料等について、障害者手帳の所持者と同様の取り扱いを行うためである。

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

研修室等使用料

区分			金額
研修室１			１時間につき４５０円
研修室２			１時間につき２５０円
研修室３			１時間につき２５０円
体　育　館（半面）	一般		１時間につき２００円
	小学生、中学生	個人使用	無料
		専用使用	１時間につき１００円
	高齢者		１時間につき１００円
	障害者等、小学校就学前の者		無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

３　体育館の照明設備の使用料は、半面１時間につき１５０円で計算して得た額とする。

４　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法(平成９年法律第１２３号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

改正前

省略

研修室等使用料

区分			金額
研修室１			１時間につき４５０円
研修室２			１時間につき２５０円
研修室３			１時間につき２５０円
体　育　館（半面）	一般		１時間につき２００円
	小学生、中学生	個人使用	無料
		専用使用	１時間につき１００円
	高齢者		１時間につき１００円
	障害者等、小学校就学前の者		無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

３　体育館の照明設備の使用料は、半面１時間につき１５０円で計算して得た額とする。

４　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法(平成９年法律第１２３号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人